

議員提出議案第4号

渋谷区地球温暖化防止条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者

渋谷区議会議員 牛尾 真己

同 五十嵐 千代子

同 田中 正也

渋谷区議会議長 一 柳 直 宏 殿

渋谷区地球温暖化防止条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化による気候危機が深刻化するもとで、気温上昇を産業革命前に比べて摂氏1.5度以内に抑えられるか否かが人類の生存と未来に関わる重大な課題となっていることにかんがみ、渋谷区（以下、「区」という。）は2050年ゼロカーボン宣言し、2030年までに区内の二酸化炭素排出量を半減させるために、区、区民等及び事業者の地球温暖化の防止に関する責務を明らかにするとともに、地球温暖化防止対策を推進するための措置を講ずることにより、区内における二酸化炭素の排出量を削減し、もって地球温暖化の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する二酸化炭素など温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

- (2) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温暖化対策推進法」という。）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (3) 地球温暖化防止対策 温室効果ガスの排出の抑制その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (4) 区民等 区内に住所を有する者、区内に存する事業所若しくは事務所に勤務する者又は区内に存する学校に在学する者をいう。
- (5) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有する者又は区内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 再生可能エネルギー 太陽光、太陽熱、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。
- (7) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（建築設備を除く。）をいう。
- (8) 環境物品等 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。
- (9) 自動車等 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、2050 年ゼロカーボンの実現及び 2030 年までに区内の二酸化炭素排出量を半減させるために、区民等及び事業者による地球温暖化防止対策を促進するための措置を講ずる。

- 2 区は、前項の目的を達成するために必要な区全体及び分野別の二酸化炭素削減目標とそれを実現するための計画を策定する。また、毎年の二酸化炭素排出量を調査し、公表する。
- 3 区は、二酸化炭素の削減及び再生可能エネルギーの利用拡大を促進するために必要な支援に努める。
- 4 区は、区民等や事業者に対して必要な情報を提供するとともに、総合的な相談窓口を設置する。
- 5 区は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化防止対策を講ずる。

(区民等の責務)

第 4 条 区民等は、地球温暖化の防止の必要性に対する理解を深め、その日常生活に関し、地球温暖化防止対策を自主的かつ積極的に実施するよう努める。

- 2 区民等は、相互に協力して、地球温暖化防止対策を実施するよう努める。

3 区民等は、区が実施する地球温暖化防止対策に協力するよう努める。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、地球温暖化の防止の必要性に対する理解を深め、その事業活動に関し、地球温暖化防止対策を自主的かつ積極的に実施するよう努める。

2 事業者は、相互に協力して、地球温暖化防止対策を実施するよう努める。

3 事業者は、区が実施する地球温暖化防止対策に協力するよう努める。

第2章 地球温暖化防止対策の取り組み

(地域推進計画と地域気候変動適応計画)

第6条 区は、区全体の温暖化防止対策を総合的かつ計画的に推進するため、温暖化対策推進法第19条第2項の規定に基づく計画（以下「地域推進計画」という。）と気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づく地域気候変動適応計画を定める。

2 地域推進計画は、次の事項を定める。

(1) 計画期間や目標及び分野別目標

(2) 地球温暖化防止に役立つ具体的な方法

(3) その他地域推進計画の推進に役立つ事項と支援

3 地域気候変動適応計画は、次の事項を定める。

(1) 計画期間

(2) 気候変動による影響の回避や軽減に役立つ具体的な方法

(3) その他地域気候変動適応計画の推進に役立つ事項

4 区は、地域推進計画と地域気候変動適応計画を定めるときや変更するときは、区民や事業者の意見を反映するよう努める。

5 区は、地域推進計画と地域気候変動適応計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表する。

(区の実行計画)

第7条 区は、区の事務や事業に関し、自ら率先して地球温暖化の防止に取り組むため、温暖化対策推進法第21条の規定に基づく実行計画を定める。

(国や東京都などとの連携)

第8条 区は、温暖化防止対策を推進するため、広域的な取り組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努める。

2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化防止対策を推進するよう努める。

(環境にかかわる教育や学習)

第9条 区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動（以下「配慮行動」という。）を促すため、環境にかかわる教育を推進する。

2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施する。

第3章 地球温暖化防止対策審議会及び渋谷区気候区民会議

(渋谷区地球温暖化防止対策審議会)

第10条 区内における地球温暖化防止対策の効果的な実施を図るため、区長の附属機関として渋谷区地球温暖化防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、地球温暖化防止対策に関する重要な事項について審議し、又は調査する。

3 審議会は、地球温暖化防止対策の充実を図るために特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第11条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 地球温暖化防止対策に関して識見を有する者
- (2) 地球温暖化防止対策を実施する事業者
- (3) 地域における地球温暖化防止対策の促進に携わる者
- (4) 公募した区民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(渋谷区気候区民会議)

第12条 区は、渋谷区の現在と未来に係る気候変動対策を、多くの区民の参加で議論し、区政運営に生かすために渋谷区気候区民会議（以下「区民会議」という。）を置くことができる。

2 区民会議は、地球温暖化の実態と課題、区民への影響、対策等について、有識者から情報提供を受け、学習や議論を行うとともに、区長や審議会に調査を求めまたは意見や提案を行うことができる。

第4章 表彰

(表彰)

第13条 区は、地球温暖化防止対策を積極的に実施する区民等又は事業者の表彰に努める。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中44の項の次に次の1項を加える。

45 渋谷区地球温暖化防止対策審議会	委員長	1万8,000円
	委員	1万2,000円

(説明)

地球温暖化による気候危機が深刻化するもとで、区内における二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化防止対策を推進するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。